

総論 国際化時代の日本の人口

日本経済の国際化に伴い、モノ（商品）・カネ（資本）・情報の国際間移動のみならずヒトの国際間移動が急速に増大している。1990年、日本人の年間の出国者数は1000万人を超え、外国人の年間の入国者数は350万人を超えた。このような国際間のヒトの交流、広い意味での国際人口移動（international migration）は、すでに日本の人口・社会に少なからぬ影響を与えつつあるが、今後も相当規模の移動が続くことが予想されるなかで、国際人口移動をめぐる問題について総合的な検討を加える必要があると考えられる。

以下、本総論では、日本をめぐる国際人口移動の動向とその背景を検討し、ついで国際人口移動の世界的潮流を概観し、それを踏まえて国際人口移動のもたらすインパクトとそれへの対応について検討する。また第 部では日本をめぐる国際人口移動の状況を出入国の動向、日本における外国人の動向、外国における日本人の動向に分けて詳細に検討し、第 部では国際人口移動の歴史的経験が豊かな先進5カ国、すなわちアメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、オーストラリアの国際人口移動の動向とそれに関連した移民政策の状況を詳細に論ずる。最後に補論として、外国人の受入れに関し独自の政策をとるスウェーデンとシンガポールの状況を略述する。

1 日本をめぐる国際人口移動

（1）背景

江戸時代270年間の鎖国の時代のあと、明治以後の開国政策の下でわが国の国際間のヒトの交流も盛んになったが、長期滞在者に限れば第2次大戦前までの国際人口移動のひとつの流れは、豊かさを求める海外への日本人の出稼ぎ、あるいは定住を目的とする移民であった。そのなかには東南アジアへの移住なども一部あったが、明治期には主としてアメリカ合衆国のカリフォルニアならびにハワイ、カナダへの移民、明治末からはブラジル、ペルーなど南アメリカへの移民が中心となっていた。満州国建国後は当時の国策に沿って満州（現中国東北地方）、中国本土への移住が激増した。その結果、1940年時点で、満州および中国本土に120万人、アメリカ大陸などに50万人の在外邦人が居住していたと推定される。その他に旧植民地であった台湾、朝鮮半島（外地と呼ばれた）などへの移住も少なからずあったと推測される。逆に日本への流れとしては、その外地からの朝鮮人、中国人の流入が著しかった。

第2次大戦に伴う短期的な人口移動は極めて激しかった。1942年から45年にかけて兵員派遣、海外派兵、開拓移民をあわせて約400万人が出国し、逆に、国内の労働力不足を

補うため朝鮮半島などから約 40 万人の労働力が導入された。終戦後は旧軍人、在外邦人の引揚げが相次ぎ 2 年間で 570 万人に達したが、日本から（主として朝鮮半島へ）出国した外国人も 120 万人を数えた。

（2）日本人の出入国

終戦後は再び海外への移民が奨励され、政府の支援もあって、アメリカ、南アメリカ諸国（主としてブラジル、その他にアルゼンチン、パラグアイなど）、カナダへの移民が小規模ながら続いた。しかしながら戦後の経済復興に続く高度経済成長によって国内の労働力需要が強まるとともに、日本からの移民は、1958 年の 1 万 5000 人をピークにして急速に減少した。

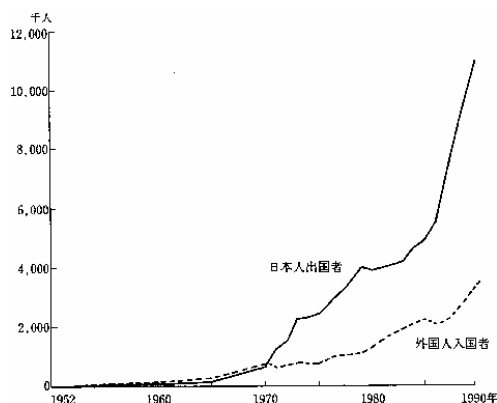
1990 年現在、海外における日本人の永住者（日本国籍を持ち海外に永住権を有する者）は約 25 万人であるが、その数は 1970 年頃からはむしろいくぶん減少傾向にある。

永住者の半数弱（10 万人）はブラジル、3 割（8 万人）はアメリカに住む。また 1986 年現在、日系人（日本国籍のない帰化 1 世及び 2 世など）はアメリカに 67 万人、ブラジルに 53 万人、ペルーに 5 万人など総数で 140 万人と推定される。

終戦から高度経済成長期までの日本は、所得水準が低かったことと海外渡航や外貨持出し規制によって、移住、外交、商用以外の日本人の出国が実質的に極めて制限された状態にあった。

しかるに経済の拡大とともにわが国企業の海外直接投資が増え企業の海外進出が進むにつれて、商用による短期出国並びに現地駐在員としての長期出国が急激に増加した（図 1）。また、経常収支の大幅黒字によって外貨の蓄積が続いたことにより外貨持出し規制がなくなり、あわせて為替レートの変更による円高によって海外旅行が急増、留学などによる長期滞在も増加した。

図 1 日本人出国者数と外国人入国者数の推移



1964 年の海外渡航の自由化以降、日本人の出国者は 1971 年に 100 万人を超えた後、緩やかに増加し、1986 年に 500 万人に達したが、その後は毎年ほぼ 100 万人ずつの増加が

あり、1990年には1100万人に達した。これは（延べにして）国民の11人に1人が海外に出かけた勘定になる。

1991年の日本人の出国者のうち大多数（82%）は観光目的であり、残りが海外赴任、留学などである。1990年の出国者のうち外国に長期に（3カ月以上）滞在した者は40万人ほどと推定される。海外在留邦人のうち長期滞在者（永住者を除く3カ月以上の滞在者）は近年急増しており、外務省領事移住部の調査によれば、1975年に14万人であったものが、1990年現在には37万人となっている。ただし現地で領事館に届け出ない長期滞在者もあり、実際はこの数字を上回るものと考えられる。長期滞在者の43%（16万）はアメリカ、26%は西ヨーロッパ諸国、20%は近隣のアジア諸国である。前2者には企業などへの海外赴任者とその家族の他に大学などへの留学も少なくないが、アジア諸国の場合は大多数が企業進出に伴う海外赴任者とその家族と考えられる。

企業などの海外赴任で家族同伴が一般化したこともあり、海外子女数も増加しており、海外の小学校、中学校在学者数は1979年の2.4万人から1990年の4.9万人まで、約10年間に2倍以上に膨れ上がった。

（3）外国人の出入国

経済の国際化に伴って外国人の入国も急激に増加している（図1）。年間の外国人入国者数は1978年に100万人を数えたが、6年後の1984年に200万人、その7年後の1991年には390万人に達した。ことに1988～91年の3年間には入国者が一挙に140万人増加している。新規入国者（1991年に324万人）を入国期間別にみると、観光・商用などの短期滞在目的が約92%を占め、長期滞在目的は約8%にとどまる。

長期滞在目的の入国者（1991年に26万人）のなかでは就労目的の新規入国外国人（外交・公用活動者を除く）が11万人、学生（就学、留学）および研修がそれぞれ3万人と4万人を占める。近年、研修の増加が顕著である。

外国人の入国増加に伴い、わが国に長期に留まる登録外国人数も増加している。主として韓国・朝鮮籍、中国籍からなる永住者等の資格を持つ外国人の数は1960年代以降60万人台で大きな変化はないものの（1990年65万人）、その他の長期滞在者は1974年の11万人から1986年の21万を経て、1990年には43万人へと急増している（その結果、1990年には登録外国人が総人口に占める割合は0.87%に達した）。このような合法的在留外国人の他に、観光目的などの短期滞在資格で入国し、滞在期間を超えてもそのまま在留する不法残留外国人が増加しつつある。法務省によると、短期滞在の入出国差などから、1991年11月現在、21万6000人の不法残留外国人がいるものと推計されている（したがって、合法・不法を含めた在留外国人は1991年で総人口の1%を超えているものとみられる）。

不法在留者の大部分は同時に不法就労者に該当する。不法就労者には他に、滞在許可の期間内であっても在留資格の内容に反して就労する「資格外活動」者がある。法務省の統計によれば、不法就労者の摘発件数は1980年には700件にすぎなかったが、1985年には

5600 件、その後も年々急増し、1990 年には 2 万 9900 件に達したが、これらは不法就労者全体のほんの一部と目される。

1990 年において、永住者等の資格を持たない在留外国人（43 万人）を在留資格別にみると、各種の就労資格者が 7 万人、「留学」、「就学」および「研修」が 10 万人、「日本人の配偶者・子」が 13 万人、その他 13 万人ということになる。これをさらに国別にみると、就労資格のなかでは「興行」は大部分がフィリピンからであり、その他の就労資格は欧米諸国がアジア諸国をかなり上回る。学生・研修の大部分（93%）はアジア諸国からであるが、ことに中国からのものが 60%を占める。

韓国・朝鮮、中国を別にすると在留外国人の国籍別の変化は大きく、1960 年時点では 3 位から 6 位までを欧米先進諸国が占めていたのに対し、1990 年時点では日系人の増大によりブラジルが 3 位となり、ペルーも 6 位となった。また、フィリピンがアメリカを抜いて 4 位となったのに加え、8 位タイ、9 位ベトナムなどアジア諸国からの外国人が著しく増加している。

ヒトの国際化という点でもうひとつ注目すべき現象は、国内における国際結婚の増加である。1975 年に日本人と外国人との結婚は 6000 組、その年の総結婚数の 0.6%にすぎなかったが、1990 年には 2 万 6000 組、総結婚数の 3.5%に達した。とりわけ夫日本人、妻外国人の結婚の増加が著しいが、これを国籍別にみると、従来多かった韓国・朝鮮、中国、ならびにアメリカ以外の外国人（その多くはフィリピン人）との結婚が急増している。ただし、このなかには日本での出稼ぎ目的で偽装結婚するケースも少なくないともいわれる。

最後に、1975 年にインドシナにおける戦火が止んだ後、社会主義政権下の政治的・経済的圧迫を逃れたポートピープルがわが国に到着するようになった。わが国は 1978 年にベトナム難民に限り、1979 年には難民キャンプに滞留中のインドシナ難民全体を対象として、わが国への定住を認める方針を定め、1978 年から 1990 年の 13 年間に全体としておよそ 7000 人の定住者を受け入れてきた。

2 日本をめぐる国際人口移動の背景

（1）外国人の全般的流入増加の背景

1970～80 年代における、外国人のわが国への短期・長期の流入増加にはいくつかの理由が考えられる。第 1 に日本経済の順調な拡大とともに外国製品に対する輸入規制が弱まり、さらに資本・金融の自由化が続き、外国企業の進出などもあって、欧米・アジア NIES 諸国などから、短期・長期のビジネスマンとその家族の来訪が増えたことがあげられる。

第 2 に日本企業の海外進出などに伴い、国内でも一部ではあれ外国人の採用が増え、また、企業の国際化に対応して英語教育のための外国人の需要が高まったことがあげられる。また、特にアジアの近隣諸国への企業進出に伴い、現地工場などの幹部・技術者の研修目的での訪日が増えている。さらに、日本の先進技術を学ぶ目的でアジアの近隣諸国からの留学生・研修生が増えている。日本政府は先進国の責務として開発途上地域全般に対して

国際技術協力を推し進めているが、協力活動の一環として国際協力事業団（JICA）を通じて多くの技術研修生を受け入れるとともに、留学生を積極的に受け入れている。

第3に、他の西側先進諸国に比べればわずかではあったが、この時期にベトナムから脱出してきた者を難民として初めて受け入れたことがあげられ、これはわが国にとっては画期的なことであった。

その他、外国からの観光客の増加には、アジアのNIES諸国における経済発展によって、それらの国で海外旅行を楽しめる層が増えたことも関係していると考えられる。

（2）不法就労者増大の背景

以上のように、日本経済の成長と国際化の進展によってわが国への外国人の流入が全般的に増加してきたが、この数年間について特に注目すべきことは、不法残留外国人と資格外活動者を含む不法就労外国人の急増である。この時期に主として単純労働に従事すると考えられる不法就労外国人が増えているのはなぜなのであろうか。

第1に、順調な経済成長により日本の所得水準が大きく伸びる一方で、急激な円高が進行したために、近隣のアジア諸国との所得格差・賃金格差が急激に拡大したことがあげられる。たとえば1988年における日本とアジア諸国の一人当り国民所得の格差は韓国でも6倍、バングラデッシュでは121倍に達する。このような極端な所得格差・賃金格差の存在は、日本への高い渡航費用、不法就労に伴うリスクの大きさを考慮しても日本での不法就労は十分に採算がとれると判断させ、日本への外国人流入の大きな要因となっている。

第2に、わが国における近年の景気拡大に伴った人手不足があげられる。内需拡大政策に伴う内需主導の景気拡大は、サービス経済化の進展や1975年代を通じての長期にわたる雇用調整を経た後で、経済の拡大が雇用の増加に結びつきやすい体質となっていたこと等とあいまって、高い労働力需要を生み出した。これに国内の労働力供給における変化も加わって、特定業種における人手不足感が高まった。

労働力供給側の変化としては、1980年代に青年期に達した人々は豊かな社会に育ち、一般的に高学歴化してきたために、たとえ賃金が高くとも社会的に見栄えのしない仕事（いわゆる「三K労働」）に就きたがらないという傾向が強まったことも、特定業種における人手不足の大きな要因である。

第3に近隣のアジア諸国の経済社会情勢があげられる。近隣のアジア諸国でも1980年代から経済の成長が続いているが、人口の増加率はまだまだ高く、雇用機会は乏しい。とりわけ急激な都市化によって都市人口が膨張しているが、都市の青年層の多くは失業・半失業状態にあり、海外に流出する労働力の重要な供給源となっている。

また1980年代に入って原油価格の下落によりオイルブームが去り、中東での労働力需要が頭打ちになったが、現在は湾岸戦争のため激減している。そのため中東産油国へ大量の労働者を送り込んでいたアジア諸国、特にバングラデッシュ、パキスタン、フィリピン、韓国などは、海外労働力の送り出し先として日本への期待をつのらせており、個人ベース

で、様々なネットワークを通じて日本に入国し、不法就労する者が少なくないといわれる。

3 国際人口移動の世界的潮流

(1) 新大陸への移動と第2次大戦直後の大移動

わが国における最近の国際人口移動の背景をよりよく理解するために、ここで国際人口移動の世界的動向を概観してみよう。

近代以降における大規模な国際人口移動は、なんといってもヨーロッパ人の新大陸への移住と第2次大戦直後の世界各地における大移動である。新大陸へ向かったヨーロッパ人のなかには政治的迫害を逃れて祖国を後にしたものも少なくないが、大半は豊かさを求めた経済的動機に基づく移動であった。アメリカの人口は1800年当時わずか500万人にすぎなかったが、1940年までに実に1億3000万人に急膨張した。この驚くべき人口増加はヨーロッパからの大量移民をぬきにしては考えられない。移民の最盛期の1840~1930年の90年間には3000万人を超えるヨーロッパ人がアメリカへ渡った。同じ90年間に5000万人のヨーロッパ人がアメリカを含む新大陸へ移住したといわれる。

第2次大戦直後の国際人口移動はヨーロッパとアジアの全域にまたがる広範囲なもので、そのほとんどが第2次大戦の終結と植民地の独立に伴う政治的再編成によるものである。敗戦国のドイツ(旧西ドイツ)にはヨーロッパ各地から1200万人を超えるドイツ系住民が移ってきた。その他ヨーロッパ諸国間で700万人の移動があったと推定されている。

アジアでは、敗戦後の日本をめぐる移動は前にふれた通りであるが、インド、パキスタンの分離独立に伴い、合計で900万人近くの住民が宗教上の理由で一方から他方へ移り住んだ。また、規模は小さいとはいえ、1947年のイスラエルの建国に伴い、一時的に70万人のユダヤ人がイスラエルに移住、逆に75万人のパレスチナ人が難民化し、周辺諸国へ移り住んだ。

これらをすべて合わせると、世界中で約5000万人の人口が第2次大戦後のほんの数間に国境を越えて移動したことになる。

第2次大戦後の混乱が収拾した1950年代以降も、世界各地での政治的紛争などに伴う移動、いわゆる難民が断続的に続いてきたが、ここでは仕事と豊かさを求める経済的移動の流れを、受入れ地域を中心にして以下3つに分けて眺めてみよう。

(2) 伝統的移民国への移動

第2次大戦前までの主要な永住移民受入れ地域のうち、ラテンアメリカ地域は、戦後になって、一部諸国(ベネズエラ、アルゼンチン、ブラジル)を除いて移民送り出し国になってきた。それに対してアメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの4カ国は戦後も主要な永住移民受入れ国であった(表1)。

表1 伝統的移民受け入れ国の永住入移民数ならびに送り出し地域別割合

受入国/送出地域	1956-60	1961-65	1966-70	1971-75	1976-80	1981-85	1986-89
総数(千人)							
世界全域							
アメリカ	1,427.8	1,450.3	1,871.4	1,936.3	2,557.0	2,864.4	2,937.2
カナダ	782.9	498.8	910.8	834.5	605.9	427.2	605.1
オーストラリア		594.2	807.0	494.7	402.7	449.9	513.9
ニュージーランド	115.9	170.3	159.1	139.1	60.8	54.8	
割合(%)							
アメリカ							
アフリカ	0.7	0.9	1.4	1.7	2.3	2.7	2.7
アメリカ諸国	35.5	49.1	46.3	43.4	42.6	37.3	50.0
アジア	7.8	7.8	17.8	31.6	40.0	48.0	37.5
ヨーロッパ	55.6	41.8	33.8	22.4	14.3	11.2	9.2
オセアニア	0.4	0.5	0.8	0.8	0.8	0.7	0.5
カナダ							
アフリカ	0.9	3.1	3.2	5.7	5.1	4.7	14.1
アメリカ諸国	9.1	14.6	17.9	28.7	23.6	21.8	21.0
アジア	2.7	6.2	12.6	24.8	38.3	41.0	39.6
ヨーロッパ	85.8	73.9	63.8	38.9	31.5	30.6	25.3
オセアニア	1.4	1.8	1.6	1.5	1.5	1.2	
オーストラリア							
アフリカ		2.6	3.0	3.6	4.9		10.2
アメリカ諸国		2.1	4.1	9.9	5.6		5.9
アジア		4.0	8.3	15.6	32.2		29.8
ヨーロッパ		88.7	80.0	65.1	41.3		35.0
オセアニア		2.3	5.4	15.9	15.9		19.0
ニュージーランド							
アフリカ	3.1	1.3	0.6	1.8	3.0		
アメリカ諸国	3.1	4.1	4.4	5.7	5.8		
アジア	3.1	2.8	3.3	3.1	10.9		
ヨーロッパ	61.8	53.9	45.7	68.9	45.0		
オセアニア	30.1	36.4	45.0	20.0	35.1		

(出典) UN, World Population Trends and Policies: Monitoring Report, 1985 and 1989.

1986~89年については OECD, SOPEMI 1990, 1991.

これらの国の入移民は、世界的な好景気に恵まれた 1960 年代までは増加傾向にあったが、世界的な景気後退に見舞われた 1970 年代以降はアメリカのみ増加傾向が続き、他の 3 カ国は減少ないし停滞傾向にある。特に移民の多いアメリカについてみると、1976～80 年の 5 年間に 260 万人、1981～85 年の 5 年間で 290 万人の入移民があったが、これは大量移民の続いた 19 世紀末に匹敵する規模である。

伝統的移民国への送り出し地域については、全体としてヨーロッパのウェイトが低下し、アメリカとカナダの場合はアジア、ラテンアメリカから、オーストラリアとニュージーランドの場合はアジア、オセアニアからのウェイトが高まっている。アメリカでは 1960 年代前半にはヨーロッパからの入移民が過半数を割り、1980 年代には逆にアジア(フィリピン、中国、韓国、インドなど)からが 50%弱、メキシコを中心としたラテンアメリカ諸国からが 40%弱を占めている。アメリカでは 1965 年に国別割当て制が廃止されたこと、オーストラリアでも 1972 年に白豪主義が放棄されたことなどが、これらの国におけるヨーロッパ系の入移民のウェイトを低下させている。また 1980 年代にこれらの国がアジア(特にベトナム)からの難民を多く受け入れたこともアジア系移民のウェイト増大に寄与している。たとえば、1975～88 年にアメリカ、カナダ、オーストラリアに受け入れられたインドシナ難民の数は、各々 71.5 万人、12.1 万人、11.8 万人にのぼる。

最大の移民受入れ国であるアメリカでは、受入れ枠が毎年 29 万人となっているが、新しく職を求めて入国することは年々困難になってきており、最近ではアメリカ市民ないしはすでに入国した移民の家族として受け入れられる者が圧倒的である。

このような合法的移民に加えて、アメリカでは、1970 年代に入ってメキシコなどからカリフォルニアを中心とした地域に高賃金を求めて大量の非合法移民が続き、1980 年頃には滞留する非合法移民が 400 万人近くに達したという推計もある。アメリカ政府は 1986 年の法改正によって一定要件を満たす非合法移民を合法化し、一定数の短期農業労働者を受け入れるとともに、不法入国者の雇主に対する処罰規定を設けるなど、非合法移民の解消に努力しつつある。

(3) 西ヨーロッパ諸国への移動

西ヨーロッパ諸国では、戦後の混乱期を経て、1950 年代から 70 年代の初めにかけて順調な経済の拡大が続いた。そこから生じた労働力不足を解消するために、各国は外国人労働者の積極的受入れ政策を推し進めた。一般的にいうと、当初は近隣の貧しい南ヨーロッパ諸国(イタリア、スペイン、ポルトガル、ギリシア、ユーゴスラビア)からの流入が主であったが、次第にヨーロッパ以外(トルコ、マグレブ三国〔アルジェリア、チュニジア、モロッコ〕など)からの流入が多くなっていった。移動の流れとしては、旧植民地国と旧宗主国とのつながりなどに基づき、バルカン半島諸国、トルコなどから旧西ドイツ、オーストリア、スイスなどドイツ語圏への流れ、南ヨーロッパ諸国、マグレブ諸国などからフランス、ベルギーなどのフランス語圏への流れ、イギリス連邦諸国(インド、パキスタン

など)からイギリスへの流れがみられた。

外国人労働者の受入れ政策は、旧西ドイツやスイスに代表される外国人出稼ぎ労働力導入型(*guestworker system*)とイギリスやスウェーデンのような永住移民型に分けられる。前者は一定期間滞在後に帰国することを前提にした受入れ政策で、新しい労働者を順次回転させるという意味で *rotation System* とも呼ばれた。後者は、いったん滞在を許された者には原則として永住を認めていく政策である。

1973年の石油危機を契機として、西ヨーロッパ諸国は全般的な景気後退に見舞われ、この時期にほぼ一斉に外国人労働者の流入規制を強めるとともに、特に旧西ドイツ、フランスでは外国人の帰国促進に努めた。西ヨーロッパ諸国の政策転換後、外国人労働者の流入は一時大幅に減少したが、その後も景気の変動に応じて流入が続いている。

1970年代半ば以降今日まで、西ヨーロッパ諸国の外国人労働者の数はそれほど変化していない。また多くの国で労働者を含めた外国人居住者の数もそれほど変化していないが、旧西ドイツ、オランダではいくぶん増加傾向にある。これは外国人帰国促進政策や帰化などの外国人減少要因がある一方で、家族呼寄せ・自然増加・難民受入れ・非合法移民の流入などの増加要因が働くためである。

今日、外国人人口の比率はノルウェー3.2%、オランダ 4.2%、スウェーデン 5.0%、フランス 6.8%、旧西ドイツ 7.3%、ベルギー8.8%、スイス 15.3%など大きな開きがある(表2)。外国人人口の比率は、単に純移動(流入と流出の差)ばかりでなく、外国人と自国民の出生率の差、帰化率の影響も受ける。一般に外国人出稼ぎ労働力導入型の政策をとってきた国は帰化率が低く、永住移民型の政策の国は帰化率が高い傾向がある(たとえば1987年の帰化率は旧西ドイツ 0.8%、スウェーデン 5.0%)。外国人の出生率は、流入当初は自国民のそれに比べてかなり高いが、次第に差が縮小する傾向がみられる。1970年代後半以降の新規外国人労働力の入国規制強化に伴い非合法移民が増加している。そのような傾向に対してフランスなどではアメリカと同様に非合法移民の合法化が行われている。

外国人労働者とその家族の滞在が長期化し、永住化が進むにつれ、受入れ国にとっては、外国人労働力から得られる経済的利益に替って、移民の社会的コスト(医療・教育・住宅・職業訓練など)、外国人の失業問題、外国人居住地域の統合の問題、さらには、新たに帰化した外国生れ人口の統合の問題などが登場してきた。そのため、受入れ国の多くで、移民の入国規制を狙いとする移住政策(*immigration policies*)とは別に移民者の労働条件・住宅・教育・社会保障などに関するいわば移住者政策(*immigrant policies*)が推進されつつある。スウェーデンなどでは地方レベルにおける外国人の政治参加の道すら開かれつつある(補論1参照)。

表2 西ヨーロッパの主要受入れ国における送り出し国別外国人居住者

送出国	主要受入国 (千人)					
	ベルギー (1989)	フランス (1985)	西ドイツ (1989)	オランダ (1989)	スウェーデン (1989)	スイス (1989)
オーストリア			171.1		2.8	28.5
フィンランド			9.7		123.9	1.5
ギリシア	20.7		293.7	4.5	6.7	8.3
イタリア	240.5	277.1	519.6	16.7	4.0	379.4
ポルトガル	15.1	751.3	74.9	8.0	1.5	69.0
スペイン	52.4	267.9	127.0	17.4	2.8	114.7
トルコ	81.8	146.1	1,612.6	191.5	24.2	59.5
ユーゴスラビア	5.5		610.5	12.8	39.6	116.8
アルジェリア	10.6	820.9	5.9	0.6	0.5	2.2
モロッコ	138.4	516.4	61.9	148.0	1.2	2.0
チュニジア	6.2	202.6	24.3	2.4	1.0	2.7
その他	309.6	769.9	1,334.7	240.0	247.8	255.7
計	880.8	3,752.2	4,845.9	641.9	456.0	1,040.3
対総人口 (%)	8.9	6.8	7.9	4.3	5.4	15.6

(出典) OECD, SOPEMI (Continuous Reporting System on Migration), 1989, 1990

(4) 中東産油国への移動

中東・北アフリカの石油産出国（サウジアラビア、リビア、アラブ首長国連邦、クウェートなど）では、希薄な人口と低い労働力率があいまって、戦後一貫して、人口が稠密で石油資源の乏しい近隣アラブ諸国（特にエジプト、南北イエメン、ヨルダンなど）からの外国人労働力に依存してきた。

1973年の石油危機以後の石油価格の高騰により、石油産出国は産業基盤の整備、石油関連産業の育成などの大規模開発プロジェクトにのり出した。こうしてこの地域に大量の労働力需要が生まれ、近隣アラブ諸国のみならず、南アジア（パキスタン、インドなど）、東南アジア（フィリピン、タイ、インドネシアなど）、東アジア（韓国）からの外国人出稼ぎ労働者が大量に流入した。外国人労働者はこれら地域全体で1975～80年の5年間に180万人から280万人に増加し、アラブ地域以外のアジアからの外国人労働者の割合は3割から4割へとウェイトを増した（表3）。アラブ諸国からの労働者は民間ベースで雇用関係が結ばれたが、フィリピン、韓国などでは政府がリクルートし受入れ国へ送り込む契約労働の形がとられた。

1980年代に入って石油価格が下落し、オイル・ブームが去るとともに石油産出国は外国人労働者の受入れ規制を始めたため、外国人労働者の流入は沈静化した。ただし、アラブ諸国からの外国人の定住化傾向が強まっており、人口の希薄な湾岸産油国の外国人比率は、たとえば1985年のクウェートでは人口の6割を占めるというように異常な高さとなっている（もっとも、1991年初頭の湾岸戦争の後、クウェートの外国人のかなりの部分を占めていたパレスチナ人の多くが出国したといわれる）。

表3 西アジアにおける外国人労働者の送り出し国別分布

送出国	国外労働者数(千人)		割合(%)		1975-80の 増加率(%)
	1975	1980	1975	1980	
アラブ地域(小計)	1,295.8	1,763.8	71.2	62.6	36.1
エジプト	447.5	695.7	24.5	24.5	55.5
イエメン	290.1	336.1	15.9	12.3	15.9
ヨルダン	214.7	250.4	11.8	9.1	16.6
民主イエメン	70.6	83.8	3.9	3.1	18.7
シリア	70.4	83.2	3.9	2.9	18.2
レバノン	49.7	61.1	2.7	2.2	22.9
スーダン	45.9	89.2	2.5	3.2	94.3
オマーン	38.4	33.5	2.1	1.2	-12.8
イラク	20.6	44.8	1.2	1.1	117.5
ソマリア	6.5	19.7	0.4	0.6	203.1
アルジェリア、 モロッコ、チュニジア	41.2	66.5	2.3	2.4	61.4
西アジアを除くアジア(小計)	475.7	968.5	26.1	34.2	103.6
パキスタン	190.7	371.6	10.5	13.0	94.9
インド	154.4	280.5	8.5	9.7	81.7
イラン	106.3	117.1	5.8	4.3	10.1
トルコ	9.5	30.8	0.5	1.2	224.2
その他	14.8	168.5	0.8	6.0	1,038.5
その他の地域	48.5	89.5	2.7	3.2	84.5
計	1,820.8	2,821.7	100.0	100.0	

(出典) UN, World Population Trends and Policies: Monitoring Report, 1983

4 国際人口移動のインパクトと日本社会の対応

国際間のヒトの交流が増え、大量の外国人が移り住むようになると、その社会は経済的、社会的、さらには文化的にも大きな影響を受けざるをえない。国際人口移動の増大に伴って現在、あるいは今後のわが国にどのような問題が起きうるか、また、そのような問題に対してどのように対処すべきか、諸外国の経験を踏まえつつ検討してみたい。

(1) 労働市場への影響

単純労働力としての外国人の受入れは、たとえそれが短期契約労働の形であっても、国内産業の生産性上昇の意欲を減退させ、労働条件向上を停滞させる要因となる。さらに、こうした外国人労働者の受入れは国内において、雇用機会が不足している高齢者等への圧迫が懸念される。また外国人労働力が恒常化することになると、労働市場が二重あるいは三重構造化し、外国人が最下層の市場を担うという可能性が少なくない。そのような労働市場の国籍別階層化は社会的・政治的に大きなコストを伴いがちである。そのような構造の下で景気後退が起ると外国人の失業が社会問題化することもある。

このように、単純労働力としての外国人の受入れは、わが国の経済社会全般に及ぼす広範な影響等が懸念されるため、今後とも多様な観点からの検討を行い、十分慎重に対応していくことが必要である。

(2) 現行の入管法の継続と不法就労問題

わが国は、平成2年6月に改正・施行された新しい「出入国管理および難民認定法（以下、入管法）」の下では、いわゆる単純労働力分野の外国人の入国を認めていない。西ヨーロッパ諸国やアメリカの経験からみれば、不法就労者・不法残留者を減らすためには、入国管理、入国後の外国人の管理を強化する他ないが、このような管理強化は一般入国者ならびに合法滞在外国人とその雇用主にとっての不便をもたらす、管理のための大幅な人員増・予算増を伴うことになる。

逆に不法就労者の増大はアンダーグラウンドの労働市場を生み出し、ヤミ・ブローカーや暴力団などの非合法組織が関わってくる危険がある。また、不法就労外国人自身は低劣な労働条件・居住条件・生活条件に甘んじることになり、各種の人権問題が多発しかねない。

(3) 外国人の定住化と生活権の保障

外国人労働者の滞在が長期化・定住化し、さらに家族呼寄せなどが加わると、出入国管理を含む移住政策（immigration policies）の他に移住者政策（immigrant policies）の必要性が高まる。

外国人の居住期間が長期化すると出てくるもうひとつの大きな問題は永住権ならびに市

民権取得の問題である。欧米諸国では一定年数居住する外国人は永住権を取得し、法的には一般市民とほとんど同様の権利・義務を持つことになる。さらに一部の国では市民権取得（帰化）自体も比較的容易である。受入れ国において外国人ならびに外国人の親から生まれた子供の永住権、国籍の取得をどの程度容易にするのかも、重要な政策判断を要するところである。

（４）異文化の交流

民族的・文化的に比較的同質の社会に、異なった民族や、異なった文化に育まれた外国人が急激かつ大量に移り住むようになると、異文化への非寛容さが表面化し、様々な差別の温床となり、さらにそれが社会的コンフリクトにつながる危険がある。

ひとつの社会においてひとつの文化や民族が多数派で他の文化や民族が少数派である場合、後者が前者に同化するかたちでの適応の仕方もあるが、両者が各々のアイデンティティを保ちつつ共存し、交流し合う適応の仕方もありうる。海外旅行の増大や企業の国際化は異文化への寛容さを促進し、異文化の存在を認めつつ共存するという意識を醸成する働きを持つと考えられる。同時に、異文化の共存は、その社会の商慣行や人間関係に関わる基本的ルールを国際的に通用する形で普遍化する役割を果たす面もあろう。

（５）日本人の海外進出をめぐる問題

日本人が商用や旅行で短期に海外へ出ることが増え、企業の駐在員、大学・研究機関の研究者や留学生などとして長期に海外に赴任するケースが増えることは、日本人の異文化理解に貢献しているが、一方で、邦人海外旅行者や海外在留邦人の増加は、日本人自身と現地社会の双方にかかる新たな問題を生じさせている。

たとえば、邦人海外旅行者や海外在留邦人自身の問題としては、犯罪の被害者となるケースが増えていることから、現地での安全をどのように確保するかがひとつの課題となっている。さらに、家族同伴の海外赴任の増加により、海外子女教育ならびに帰国子女教育の充実が重要な課題とされ、必要な対策が進められてきた。

日本人の海外進出は進出先の社会にも大きな影響を与える。特に、日本企業が現地で活動する場合、現地人の被雇用者といかに接するかが経営を円滑に進めるうえでも大きな課題であろうが、企業活動を許してくれた現地社会・地域社会への貢献も忘れてはならないであろう。単に相手国の雇用増大・経済開発に貢献するだけでなく、現地社会に積極的にとけ込む努力を続けていく必要がありそうである。